| ［略］ | ［略］ |
|---|---|
| 新型インフルエンザ等対策推進会議 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２ |
| 認知症施策推進本部 | 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）第26条 |
| 船舶活用医療推進本部 | 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和３年法律第79号）第７条 |
| 人工知能戦略本部 | 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和７年法律第53号）第19条 |
| 国家情報会議 | 国家情報会議設置法（令和８年法律第28号）第２条 |
| 人事院 | 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条 |

（※）令和８年７月31日時点において存続するもの

②～⑥　［略］

(2)～(6)　［略］

４－１－２　［略］

４－２　［略］

５～11　［略］

| ［同左］ | ［同左］ |
|---|---|
| 新型インフルエンザ等対策推進会議 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２ |
| 船舶活用医療推進本部 | 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和３年法律第79号）第７条 |
| 認知症施策推進本部 | 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）第26条 |
| 人工知能戦略本部 | 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和７年法律第53号）第19条 |
| 人事院 | 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条 |

（※）令和８年４月１日時点において存続するもの

②～⑥　［同左］

(2)～(6)　［同左］

４－１－２　［同左］

４－２　［同左］

５～11　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この告示は、令和八年七月三十一日から施行する。

## ○デジタル庁・総務省告示第二十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第九号）附則第二条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体のクラウド利用情報システム並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する標準を定める命令附則第二条第一項の内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体のクラウド利用情報システム並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

| 地方公共団体 | クラウド利用情報システム | 適用日 |
|---|---|---|
| 福島県只見町 | 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和４年デジタル庁・総務省令第１号。以下「共同省令」という。）第１条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「児童手当システム」という。） | 令和９年４月１日 |
| | 共同省令第２条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「子ども・子育て支援システム」という。） | 令和９年４月１日 |
| | 共同省令第３条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「住民記録システム」という。） | 令和９年４月１日 |